

中野区告示第 14 号

令和 7 年度労働報酬下限額について

令和 7 年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例(令和4年中野区条例第8号)第8条第3項の規程により、以下のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 7 日

中野区長 酒 井 直 人

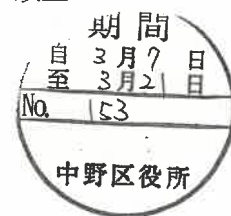


工事又は製造の請負契約

(単位:円/1時間あたり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	3,363	27	普通船員	3,465
02	普通作業員	3,015	28	潜水土	5,613
03	軽作業員	2,081	29	潜水連絡員	4,106
04	造園工	3,048	30	潜水送気員	3,982
05	法面工	3,757	31	山林砂防工	3,611
06	とび工	3,701	32	軌道工	6,457
07	石工	3,690	33	型わく工	3,566
08	ブロック工	3,431	34	大工	3,420
09	電工	3,667	35	左官	3,712
10	鉄筋工	3,667	36	配管工	3,217
11	鉄骨工	3,330	37	はつり工	3,386
12	塗装工	3,881	38	防水工	4,061
13	溶接工	4,162	39	板金工	3,847
14	運転手(特殊)	3,431	40	タイル工	3,048
15	運転手(一般)	2,857	41	サッシ工	3,611
16	潜かん工	4,162	42	屋根ふき工	3,813
17	潜かん世話役	4,983	43	内装工	3,712
18	さく岩工	4,455	44	ガラス工	3,555
19	トンネル特殊工	4,027	45	建具工	3,712
20	トンネル作業員	3,487	46	ダクト工	3,330
21	トンネル世話役	4,556	47	保温工	3,116
22	橋りょう特殊工	3,915	48	建築ブロック工	3,690
23	橋りょう塗装工	3,993	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,567	50	交通誘導警備員 A	2,272
25	土木一般世話役	3,645	51	交通誘導警備員 B	1,980
26	高級船員	4,297	52	上記以外の職種、 未熟練工等	1,618

以上



中野区告示第 / 号

令和7年度労働報酬下限額について

令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号）第8条第3項の規程により、以下のとおり告示する。なお、工事又は製造の請負契約については、令和7年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和7年1月6日

中野区長 酒 井 直 人



工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり1,380円
---------	--------------

※ ただし、下記の表に示す指定管理施設に係る協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額に関わらず、下記の表のとおりとする。

軽井沢少年自然の家	1時間当たり1,184円
-----------	--------------

以上

